

はじめに

当クラブは、富谷市「あけの平ファイターズ」「日吉台ファインズ」「富谷ファイヤーフェニックス」が集まり、

「地域で一番楽しく強いチームをつくる」「地域で一番選ばれる魅力的なチームをつくる」ことを目指し、令和4年3月に発足したチームです。

チームの特徴

① 一人一人に合わせた練習時間を選択できる。

基本的な練習時間は土日、祝日の1日練習を基本としておりますが、低学年や他の習い事をされているお子さんでも活動できるように、午前、午後の半日でも練習が可能な体制となっております。ただし、各種大会や試合等の場合は除きます。

② お茶当番、親の会等なし。保護者の負担を軽減した活動を行います。

他のスポ少にあるような、お茶当番や親の会はありません。お子さんの送迎や、緊急時の連絡先等の確認はさせていただきます。

事務局の中に、総務部、審判部等を設けておりますので、ご協力できる方は大歓迎です。

ただし公式試合やグラウンド担当の試合がある場合は、チームとしての役割がありますので、その場合はできる限りのご協力をお願いします。

③ ジュニア（キッズ）の活動を毎週開催。

主に小学3年生以下のお子さんを対象として、ジュニア（キッズ）の活動を月に4回程度開催しています。

「楽しく野球をする」ことを目的に、野球の基本を練習し、キッズベースボール大会等へ積極的に参加しています。

● その他にも、野球教室への参加や、楽天観戦等のイベントも行っております。

少年野球は子供達の成長はもちろんですが、保護者の方々も一緒に成長できる場だと思います。

興味のある方は、是非一度、体験に来てみませんか？

目 次

規約

1. 第1章 総則・・・・・・・・・・名称、目的、活動の基本方針
2. 第2章 組織・・・・・・・・・・クラブの構成、団員、役員構成、役員、事務局
3. 第3章 総会・役員会・納会・・総会、役員会、納会
4. 第4章 会計・・・・・・・・・・運営費、会計年度、予算及び決算、会費
5. 第5章 活動方針・・・・・・・・活動目標、活動範囲、団員の体調管理、休みの連絡及び退団
6. 第6章 雑則・・・・・・・・・・事故補償、その他

富谷ユニオンベースボールクラブ 規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本学童少年軟式野球クラブは、富谷ユニオンベースボールクラブ（以下「クラブ」という）と称し所在地を監督宅とする。

(目的)

第2条 本クラブは「学童野球を通じて、人間力を育むこと」を目的とする。

※人間力とは、自律した一人の人間として生きていくための総合的な力のこと。

人を思いやる心、物を大切に作る心、スポーツマンシップを持つ心を育むことをいう。

(活動の基本方針)

第3条 クラブは第2条（目的）を達成する為に次の活動を行う。

- (イ) 練習と試合による少年野球の体得
- (ロ) 各種の学童少年軟式野球大会への参加
- (ハ) 富谷市学童少年軟式野球連盟活動への参加
- (ニ) 社会貢献活動
- (ホ) 総会、納会の開催
- (ホ) その他、クラブの目的達成に必要な事項

第2章 組 織

(クラブの構成)

第4条 クラブは団員、団員の保護者（以下「保護者」という。）及びクラブ指導者（以下「クラブスタッフ」という。）、事務局をもって構成する。

(団員)

第5条 団員は富谷市内及び、近隣市町村在学の小学生を中心に構成する。

(役員構成)

第6条 (イ) クラブスタッフは、全て役員とし、代表、監督、事務局長を三役とする。

(ロ) クラブは、第2条（目的）を達成する為に顧問、相談役を置くことができる。

(ハ) クラブは、第3条（活動）を達成する為に事務局の中に審判部を置くことができる。

(ニ) 上記の（イ）～（ニ）に関する決定は三役会が行うものとする。

(役員)

第7条 (イ) クラブは次の役員を置き役員の任期は原則2年とする。

名 称	役 割
(1) 代表	クラブ統括
(2) 事務局長（代理）	事務局の運営統括、活動方針の策定、会計の統括
(3) 事務局次長	事務局長の補佐、運営の調整
(4) 総監督	監督、指導者の統括
(5) 監督	チームにおける練習、試合等の指導統括、練習や試合等の決定、調整
(6) コーチ	チームによる練習、試合、その他の指導の実施
(7) 審判部長	審判活動、野球ルールの指導、実施
(8) 総務部長	チームの運営に関する事務、物品管理

(ロ) 三役会の決定に基づき、上記の役割にしたがってクラブを運営する。

(ハ) 役員会、総会の召集は代表名をもって招集することができる。

- (ニ) 監督は、チームスタッフ会議を招集できるものとするが、会議内容をクラブ代表に示唆し召集するものとする。また、三役が必要に応じその会議に参加できるものとする。
- (ホ) 事務局長または事務局長から指名を受けた事務局員は、事務局会議を招集できるものとするが、会議内容をクラブ代表に示唆し召集するものとする。また、三役が必要に応じその会議に参加できるものとする。
- (ヘ) 役員に対してこの会則に定める事項に反する行為や社会通念上著しく不都合な行為があった場合は、役員会の決議により退会させることができる。
- (ト) 役員は、3分の2以上の同意を得て会議の目的を示し臨時総会を招集する事をクラブ代表に請求できる。
- (チ) 役員会、総会において多数決が半数になった場合、クラブ代表権をもって決議とする。
- (リ) 役員は、一身上の都合により役員を続けられなくなった場合、三役で審議し退任させることができる。

(事務局)

第8条 チームの運営を円滑に行うため事務局を置く。事務局の統括は事務局長が行うものとし、事務局本部を事務局長宅または事務局長が指名した事務局員（事務局長代理）宅とする。

- (イ) 事務局に以下の役職（以下「事務局役員」という。）を置く。ただし、必要に応じて、三役会の決定により事務局役員を追加又は変更することができる。
 - (1) 総務部・・・複数名
 - (2) 審判部・・・複数名
 - (3) 会計部・・・2名
 - (4) 会計監査・・・1名
- (ハ) 事務局役員は、三役会が定める業務分担に基づいて、事務局の業務を行う。
- (ニ) 事務局役員は、保護者の互選により選出する。但し、クラブ状況に応じてクラブスタッフが兼務する場合がある。

第3章 総会・役員会・納会

(総会)

- 第9条 (イ) 総会はクラブスタッフをもって構成し、年1回3月に開催する。総会において役員は三役を決定する。
- (ハ) 総会に出席されない場合は、チーム代表者に委任するものとする。
 - (ニ) 総会は委任状を含めた3分の2以上の出席をもって成立し、総会にかける。
 - (ホ) 議案は総会出席者の過半数により決定する。
 - (ヘ) 総会においては、以下の事項について決定する。
 - (1) 三役を決定

- (2) 規約の改正
- (3) その他チームの運営にあたって基本的かつ重要な事項

(役員会)

- 第10条 (イ) 役員会は、必要に応じクラブ代表者名をもって召集し開催することができる。
(ロ) 三役会で決定した、チーム運営の方針及び重要事項について審議、決定する。
(ハ) 役員会は代表が主宰する。

(納会)

- 第11条 納会は毎年2月に開催する。
納会は、チームの一年間の成績と部員の成長を報告するものとする。

第4章 会 計

(運営費)

- 第12条 チームの運営に必要な支出（以下「運営費」という。）は、団員の納める団費、賛助金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第13条 チームの会計年度は毎年2月1日より1月31日までとする。

(予算及び決算)

- 第14条 (イ) 予算は、会計年度ごとに、事務局が案を作成し、総会に諮るものとする。
(ロ) 決算は、会計年度ごとに、監査を経て決算を事務局が作成し総会に諮るものとする。

(会費)

- 第15条 (イ) 入会金及び団費は以下のとおりとする。

- (1) 入会金 0円
- (2) 団費（ユニオン団員・6年生～4年生） 月額 3,000円
- (3) 団費（ユニオン団員・3年生～1年生） 月額 1,000円

- (ロ) 兄弟で入団した場合に限り、特例処置として2人目は団費を月額1,000円、3人目は無料とし、毎月納入するものとする。

- (ハ) ユニオンジュニアの参加者は、4月～翌年3月までの年間活動費として1,000円（スポーツ保険代金）を入団申込時に徴収する。

- (二) 運営費に不足が生じた時は、役員会の決定により団費を臨時に徴収することができる。
- (ホ) 団費は入団した次月より徴収する。
- (ヘ) 退団する場合、既納の団費は返却しない。休団の場合においては、届出のあった月に1日も活動に参加していない場合に限り、団費は徴収しないものとする。
- (ト) チームユニフォームは個人購入とし、団より5,000円を助成する。また、チームグラウンドコートについても、希望者が購入時に団より5,000円助成する。助成は原則1回とし、運営費の状況に応じて助成金を決定する。

第5章 活動方針

(活動目標)

第17条 当クラブは「地域で一番楽しく強いチーム」「地域で一番選ばれる魅力的なチーム」を目指す。

(活動日)

第18条 活動は、基本的に毎土曜日、毎日曜日及び祝休日で行うこととする。
団員個々の状況等により、活動時間を半日等に選択できるものとする。その場合は事前に監督またはクラブスタッフに連絡をすることとする。
また、新型コロナウイルス等により、感染症の発生が拡大した場合には、団員等の生命の安全を第一に考え、活動を一時休止することとする。

(活動範囲)

第19条 チームの活動範囲は、集合から解散までとする。クラブは野球に関連しない行事、レクリエーション等は基本的に行わないこととする。ただし、自主的に保護者等が企画する場合は、この限りではないものとする。

(ユニフォーム)

第20条 (イ) チームユニフォームは個人購入とし、個人で管理する。ただし、背番号は事務局で管理する。
(ロ) ユニオンジュニアの参加者は、チームTシャツを個人購入し、練習及び試合時に使用する。(チームからのユニフォーム貸与は行わない。)

(団員の体調管理)

第21条 活動参加にあたって、保護者は団員の健康状態を十分に把握し、体調が優れない場合は、保護者の責任をもって休ませる事とする。また、団員のみで活動へ参加する場合は、必ず緊急時等に保護者への連絡が取れるように、連絡先をクラブスタッフ等へ伝える。

(休みの連絡及び退団)

第22条 (イ) 休みに限っては、必ず監督またはクラブスタッフに連絡を行う。無断欠席はくれぐれも無いように心掛ける。

(ロ) 何らかの理由で退団をする場合は、クラブスタッフまたは役員に連絡し、退団を承認する。

(ハ) 退団が認められた場合、チームで支給している物品等は速やかに返還する。

第6章 雑 則

(事故補償)

第23条 (イ) 団員及び役員はすべてスポーツ安全保険に加入するものとする。

(ロ) 団員及び役員の活動中の事故により生じた医療費等については、スポーツ安全保険の範囲で補償するものとし、保護者はチーム及び役員に対して、一切の補償を請求することができない。

(その他)

第24条 本規約に定めがない事項及び規約についての採用は、3分の2以上の役員会決議において決定する。

付則

(本規約の制定日及び改定)

1 2023年 3月20日 制定

2 2024年 3月 2日より一部改定し、同日施行する。

(1) 役員 第7条(イ)

(2) 事務局 第8条(イ)

(3) 総会 第9条(イ)

(4) 納会 第11条

(5) 会費 第15条(イ)の(2)(3)及び(ロ)

(6) ユニフォーム 第20条を追加、以下条数を変更